

軽度者福祉用具貸与確認書等の取扱いについて

福祉用具貸与において、軽度者とよばれる要支援1・2及び要介護1の方は、その状態像から見て福祉用具の使用が想定しにくいいため、原則として保険給付の対象となりません。しかし、様々な疾患等により厚生労働省の示した状態像に該当する方については、例外的に福祉用具貸与の給付が認められています。

そこで、大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所では、軽度者福祉用具貸与確認書（以下、確認書）の提出により保険給付の判断をいたします。

1 対象者及び対象外福祉用具品目

(1) 対象者

軽度者（要支援1、2及び要介護1の被保険者）

※「自動排泄処理装置」の場合は 要介護2及び要介護3の被保険者を含む

(2) 対象外福祉用具品目

軽度者福祉用具貸与確認書 表①

- 車いす及び車いす付属品
- 移動用リフト（段差解消機）

上記の福祉用具については、直近の要介護認定調査において状態が「できない」（平成27年厚生労働省告示第94号 第三十一号のイで定める状態像に該当する者）等とチェックされていた場合、または「主治医の意見を踏まえたサービス担当者会議の結果、ケアマネジャーが必要と判断した」場合のみ給付での利用が可能になり、本人や家族の希望のみでは利用できません。

* サービス担当者会議等の判断内容を記録・保管することで確認書の提出は不要です。

軽度者福祉用具貸与確認書 表②

- 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- 床ずれ防止用具及び体位変換器
- 認知症老人徘徊感知機器
- 移動用リフト（段差解消機を除く） ただし、移動用リフトのつり具部分は福祉用具貸与の対象外です。
- 自動排泄処理装置

上記の福祉用具については、直近の要介護認定調査において「できない」（平成27年厚生労働省告示第94号 第三十一号のイで定める状態像に該当する者）等とチェックされていた場合、または「主治医が本人の疾病や状態から必要と判断した」場合のみ給付での利用が可能になり、本人や家族の希望のみでは利用できません。

* 要介護認定調査において「できない」（平成27年厚生労働省告示第94号 第三十一号のイで定める状態像に該当する者）等とチェックされていた場合は、サービス担当者会議等の判断内容を記録・保管することで確認書の提出は不要です。

* 「主治医が本人の疾病や状態から必要と判断した」場合は、確認書の提出が必要です。

2 軽度者福祉用具貸与確認書の提出の流れ

医師の医学的所見に基づく状態像の確認

主治医意見書、診断書又は医師の医学的所見により軽度者福祉用具貸与確認書の i)、ii)、iii)のいずれかの状態である（平成27年厚生労働省告示第94号 第三十一号のイで定める状態像に該当する者）と判断されていることを確認してください。



ケアマネジメントによる判断

サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより、福祉用具貸与が被保険者に対して特に必要であると判断された場合、その旨を「サービス担当者会議の記録」及び「居宅（介護予防）サービス計画書」に記載してください。



介護保険事務所へ書類を提出

介護保険事務所に対し、次の書類を届出してください。

- 軽度者福祉用具貸与確認書 ※主治医の医学的所見の記載（直近の主治医意見書、医師の診断書または情報提供書などの添付でも可）
- 居宅（介護予防）サービス計画書（写） 第1表、第2表
- サービス担当者会議の記録（写） 第4表



軽度者福祉用具貸与確認書の確認済（写）の通知

介護保険事務所において内容確認後、確認書の写しを送付しますので、サービス計画書とともに必ず保管してください。

<軽度者福祉用具貸与確認書に関する注意事項>

- (1) 確認書を提出したことにより当該福祉用具が介護給付等の対象になる期間は、確認書を提出した日の属する月の初日から、要介護認定有効期間内の範囲までとします。なお、確認書の提出は利用開始希望の前月に提出しても差し支えありませんが、添付する居宅（介護予防）サービス計画書（以下、ケアプラン）は利用希望期間が確認できるものとします。
- (2) 要介護認定申請中で有効期間内の要介護度が確定されていない場合には、暫定ケアプランを作成していただいております。その際、暫定ケアプランでの暫定介護度が「軽度者」で対象外福祉用具の必要性が発生した場合には、確認書が必要となります。なお、要介護認定決定で「軽度者」と判定された場合は、保険者から送付されている確認済の「軽度者福祉用具貸与確認書（写）」と本ケアプランを提出してください。
- (3) 貸与する対象外福祉用具品目に追加や変更が生じた場合は、改めて確認書の再提出が必要です。
- (4) 区分変更申請等、認定有効期間が変更になる場合も改めて確認書の再提出が必要です。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間延長の場合、再提出は不要です。
- (5) 認定有効期間内で居宅介護支援事業所が変更となった場合、変更前の居宅介護支援事業所で提出済であることが確認できれば、再提出は不要です。そのため、居宅介護支援事業所間での引継ぎの際に確認書の内容についても情報共有し、確認書（写）を保管してください。

3 給付の適正化について

軽度者の福祉用具貸与について、自立支援の機会を阻害することがないように、医師の所見やサービス担当者会議の記録をもとに確認を行っています。また、国保連合会に適正化業務の一部を委託し、不適切な給付があった場合には、ケアマネジャーに対して指導し、必要に応じて保険給付費の返還を求め、介護給付の適正化を図っています。

例1 軽度者福祉用具貸与確認書を届け出していない、または、介護保険事務所の確認を受けていない状態で利用し保険給付を受けていたことが発覚した場合
⇒適正化の観点からは不適正となり遡って返還の対象となる場合があります。

例2 サービス担当者会議に主治医が参加できない場合
⇒担当者会議前に主治医の意見を確認しておくことが必要となります。その意見を担当者会議の出席者へ伝え、ケアプランの作成につなげていきます。よって、担当者会議内で「使いたい」という意見が出てから主治医に確認することは、適正化の観点からは不適正となります。

例3 仮に暫定ケアプランで介護度2と勘案し対象外福祉用具を使用し始めたが、認定決定は要介護1となった場合
⇒医師から意見をいただいていたため、対象外福祉用具を利用できる判断材料は「要介護認定調査において「できない」（平成27年厚生労働省告示第94号 第三十一号のイで定める状態像に該当する者）等とチェックされていた場合」のみになります。よって、暫定ケアプラン期間に利用していた福祉用具は、適正化の観点からは不適正となり給付の対象外となります。

書類の保管及び記録について

確認書の要・不要に関わらず、サービスの利用においては、適切なケアマネジメントにより必要性が認められた根拠となる記録を残す必要があります。

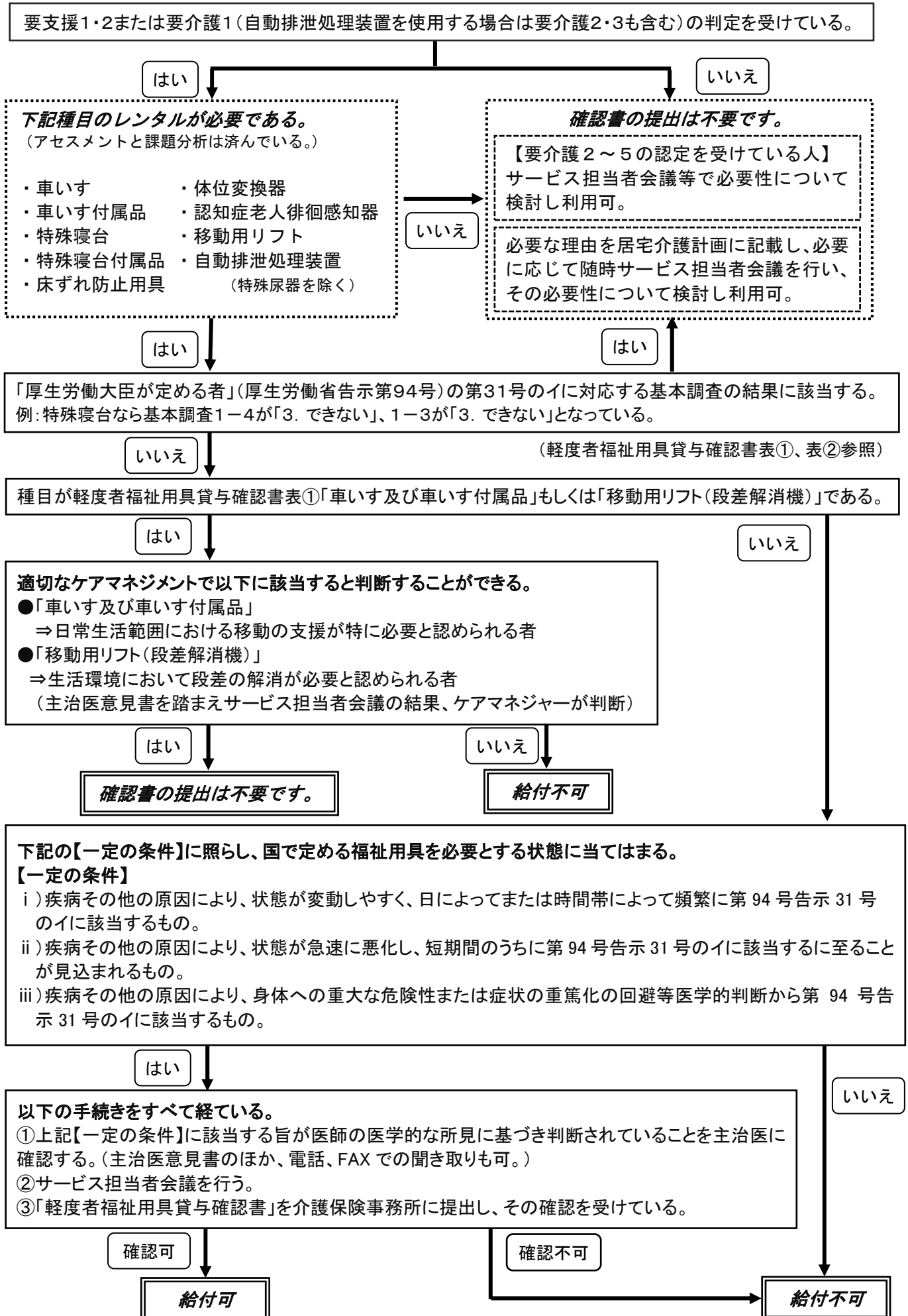
サービス担当者会議等での検討内容や必要性を判断した書類等は、必ずケアプランとともに保存してください。

最後に・・・

軽度者に対する保険給付は、あくまでも「例外的」な取扱いです。福祉用具の安易な使用は、利用者の自立をかえって阻害する恐れもあるため、この届出をする際は、主治医の医学的所見やサービス担当者会議等により利用者の状態と福祉用具の必要性について十分検討してください。

軽度者等に対する福祉用具貸与の例外給付について（フロー図）

令和3年12月



※ 移動用リフトのつり具部分は福祉用具貸与の対象外です。

大曲仙北広域市町村圏組合介護保険事務所